

DREAMe-W Visaカード DREAMe-S Visaカード会員規約新旧対照表

変更後	変更前
<p>第8条（年会費）</p> <p>1. 本会員は、当行に対して当行が別途通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なる。）をカード送付時に通知する約定支払日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。以下、本条において同じ。）に支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p>	<p>第8条（年会費）</p> <p>1. 本会員は、当行に対して当行が別途通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なる。）をカード送付時に通知する約定支払日に支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p>
<p>第23条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）</p> <p>1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。</p> <p>(1) 1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。以下、本条において同じ。）支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。</p>	<p>第23条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）</p> <p>1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。</p> <p>(1) 1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。</p>
<p>第24条（リボルビング払い）</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p> <p>3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として会員があらかじめ指定したコースにより下表に定める弁済金（毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。</p> <p>4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。</p>	<p>第24条（リボルビング払い）</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p> <p>3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として会員があらかじめ指定したコースにより下表に定める弁済金（毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。</p> <p>4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。</p>
<p>第25条（分割払い）</p> <p>3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）から支払うものとします。</p>	<p>第25条（分割払い）</p> <p>3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。</p>
<p>第28条の3（キャッシング一括の借入金の支払い）</p> <p>2. 毎月の返済額は、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日）までの借入金と第28条の2の3項の経過利息とを合計し、第33条の定めにより当月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。</p>	<p>第28条の3（キャッシング一括の借入金の支払い）</p> <p>2. 毎月の返済額は、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日）までの借入金と第28条の2の3項の経過利息とを合計し、第33条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。</p>

<p>第29条の2（キャッシングリボの利率および利息の計算）</p> <p>4. 毎月の利息額は、毎月の締切日までの日々の残高に対し年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1か月分とし、第33条にしたがい当月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。</p>	<p>第29条の2（キャッシングリボの利率および利息の計算）</p> <p>4. 毎月の利息額は、毎月の締切日までの日々の残高に対し年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1か月分とし、第33条にしたがい当月の支払期日に支払うものとします。</p>														
<p>第30条の3（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）</p> <p>2. 毎月の返済額は、第28条の3の毎月の締切日までの借入金と第30条の2の3項の経過利息とを合計し、第33条の定めにより当月の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。</p>	<p>第30条の3（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）</p> <p>2. 毎月の返済額は、第28条の3の毎月の締切日までの借入金と第30条の2の3項の経過利息とを合計し、第33条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。</p>														
<p>第33条（代金決済口座および決済日）</p> <p>1. 本会員が当行に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約にもとづく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座（以下「決済口座」という。）から預金通帳および払戻請求書なしで口座振替により支払うものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めるときは、当行の指定する預金口座への振込等当行が別途指定する方法で支払うものとします。また、口座振替は当行システム稼働時間内に限り行われるものとし、稼働時間内に口座振替ができない場合は翌日以降の支払いとして扱うものとします。</p> <p>2. 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。ただし、口座振替による支払いは、前項記載の時間内とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。</p>	<p>第33条（代金決済口座および決済日）</p> <p>1. 本会員が当行に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約にもとづく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座（以下「決済口座」という。）から預金通帳および払戻請求書なしで口座振替により支払うものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めるときは、当行の指定する預金口座への振込等当行が別途指定する方法で支払うものとします。</p> <p>2. 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。</p>														
<p>第33条の3（決済口座の残高不足等による再振替等）</p> <p>決済口座の残高不足等により、支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。以下、本条において同じ。）に、当行に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当行は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部についてこれをおこなうことができるものとします。ただし、当行から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。</p>	<p>第33条の3（決済口座の残高不足等による再振替等）</p> <p>決済口座の残高不足等により、支払期日に、当行に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当行は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部についてこれをおこなうことができるものとします。ただし、当行から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。</p>														
<p>第35条（遅延損害金）</p> <p>2. 前項の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用にかかる債務の支払金の支払いを遅延したとき（口座振替が第33条第1項記載の時間内にできなかったことにより、支払期日の翌日以降の支払いとなる場合を含みます。）は、当該支払金（付利単位1円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じ365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を超えないものとします。</p> <p>3. 本会員が、キャッシングリボの支払いを遅滞した場合（口座振替が第33条第1項記載の時間内にできなかったことにより、支払期日の翌日以降の支払いとなる場合を含みます。）は支払元金（付利単位1円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.00%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>第35条（遅延損害金）</p> <p>2. 前項の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用にかかる債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位1円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じ365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を超えないものとします。</p> <p>3. 本会員が、キャッシングリボの支払いを遅滞した場合は支払元金（付利単位1円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.00%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>														
<p>第50条（費用の負担）</p> <p>2. 会員が支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）において当行に支払うべき債務の口座振替、引落しができない場合、または当行指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当行所定の手数料を会員は負担するものとします。</p>	<p>第50条（費用の負担）</p> <p>2. 会員が支払期日において当行に支払うべき債務の口座振替、引落しができない場合、または当行指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当行所定の手数料を会員は負担するものとします。</p>														
<p><繰上返済の可否および方法></p> <table border="1" data-bbox="83 1885 1436 2016"> <tr> <td></td> <td>1回払い</td> <td>リボルビング払い</td> <td>分割払い</td> <td>キャッシングリボ</td> <td>キャッシング一括</td> <td>海外キャッシュサービス</td> </tr> </table>		1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス	<p><繰上返済の可否および方法></p> <table border="1" data-bbox="1501 1885 2861 2016"> <tr> <td></td> <td>1回払い</td> <td>リボルビング払い</td> <td>分割払い</td> <td>キャッシングリボ</td> <td>キャッシング一括</td> <td>海外キャッシュサービス</td> </tr> </table>		1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス
	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス									
	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス									

当行が別途定める期間において、当行の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○	×	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出ることにより、支払期日（当行システム稼働時間内とします。）に口座振替により返済する方法	×	○	○ （全額返済のみ可）	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、振込等により当行指定口座へ入金する方法（振込手数料は負担いただきます）	○	○	○ （全額返済のみ可）	○	○	○
当行の本支店・出張所へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ （全額返済のみ可）	○	○	○

※2：一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日（ただし、口座振替による支払いは、当行システム稼働時間内とします。）に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとし、

当行が別途定める期間において、当行の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○	×	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	×	○	○ （全額返済のみ可）	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、振込等により当行指定口座へ入金する方法（振込手数料は負担いただきます）	○	○	○ （全額返済のみ可）	○	○	○
当行の本支店・出張所へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ （全額返済のみ可）	○	○	○

※2：一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとし、